

平成 27 年 2 月 26 日

各 位

会 社 名 スカイマーク株式会社  
代表者名 代表取締役会長 井 手 隆 司  
(コード番号：9204 東証第一部)  
問合わせ先 代表取締役社長 有 森 正 和  
(TEL：03-5708-8280)

### 上場廃止後の当社株式の取り扱いに関するお知らせ

当社株式は、平成27年1月28日付で東京証券取引所において上場廃止の決定がなされ、平成27年1月28日から平成27年2月28日までの期間に整理銘柄に指定され、平成27年3月1日付をもって上場廃止となります。これに伴いまして、平成27年2月27日の取引をもって東京証券取引所における当社株式の取引が終了いたします。

株主の皆様多大なるご迷惑をお掛けすることを心よりお詫び申し上げますとともに、当社の事業再生につきましてご理解とご支援を賜りますよう、改めてお願い申し上げます。

また、当社の株主名簿管理人であります三井住友信託銀行株式会社との株主名簿管理人委託契約は、当社株式の上場廃止にともない解除する運びとなりました。従いまして今後の株主名簿管理に関しましては、当社にて行うこととなりましたので、下記のとおりお知らせいたします。

尚、当社株式は株券電子化を受け株券不発行会社となっており、上場廃止後も株券の発行は予定しておりません。

上場廃止時の最終株主名簿確定作業完了には約1ヶ月を要する予定となっており、その間は株主様の本人確認ができないことから、名義変更等に関する各種お手続きに関しましては、株主名簿確定作業の完了する3月下旬頃となりますことをご了承下さいますようお願い申し上げます。

### 1. 当社株式取扱規程に関する主な変更点(変更予定内容)

- ・株式会社証券保管振替機構による当社株式の取扱が廃止となり、これに伴い各証券会社での取り扱いもできなくなることから、原則として各種請求・届出書等への実印による押印および印鑑証明書の添付により、株主様の本人確認および株主様ご本人からの意思表示の確認とさせていただきます。
- ・株主名簿管理人委託契約の解除により、今後の当社株式に関するお手続き並びにお問い合わせ窓口が下記のとおり変更になります。
- ・株券電子化時に発足した特別口座（電子化時に証券会社へ取引口座を開設されなかった株主様の株式を対象に管理する口座）についても廃止となりますが、株主名簿に記載されておりますので、株主としての権利は失われません。

### 2. 株主名簿記載事項の変更に関する今後のお手続きについて

- ・名義・住所等の各種変更手続きに関しましては、「変更届」に必要事項の記載および実印の押印の上、印鑑証明書(交付日から6ヶ月以内の原本)および変更を証明する各種必要書類を添えてご提出下さい。
- ・上記の諸手続きに関しましては、株主名簿確定作業の完了する3月下旬頃までお待ちいただきますようお願い申し上げます。なお、各種請求書式に関しましては株主名簿確定作業完了次第、当社ホームページ(<http://www.skymark.jp>)にてその旨をご連絡させていただきます。

#### 【当社株式に関するお問合せ、請求、各種届出窓口】

〒144-0041

東京都大田区羽田空港三丁目5番7号

スカイマーク株式会社 総務人事部

電話 03-5708-8209 (株主様専用ダイヤル)

10:00~18:00 (土日祝日を除く)

### 3. 売買に関する今後のお手続きについて

上場廃止後、当社株式は株式市場において売買することができなくなり、売却を希望される譲渡人様と買受を希望される譲受人様との間で売買する相対取引のみとなります。株券が無い状態での相対取引となるため、譲渡人様の株主確認を担保する必要から確認方法および名義書換請求の方法を以下のとおりといたします。

- ・譲渡人株主様より当社宛に「株主名簿記載事項証明書請求書」に必要事項の記載および実印の押印の上、印鑑証明書(交付日から6ヶ月以内の原本)を添えてご提出下さい。
- ・当社受理後、記載事項ならびに株主名簿を確認の上、「株主名簿記載事項証明書」を発行いたします。1~2週間程度お時間を頂く場合がございます。
- ・当社株式を譲渡する場合は、譲渡人様と譲受人様の間で株式譲渡契約締結後、「名義書換請求書」に名義書換を行う株式数を明記し、譲渡人様ならびに譲受人様の連署および各々実印押印の上、当社にて発行いたしました「株主名簿記載事項証明書」と各々の印鑑証明書を添えてご提出下さい。「名義書換請求書」記載内容および添付書類を確認後、名義書換手続を行います。